

空き家と住まいの **無料** なんでも相談会

空き家や住まいのお悩みを
専門家に相談してみませんか？

司法書士

宅地建物取引士

建築士

空き家を売りたい・貸したい

空き家を解体したい

将来空き家になりそう・・・
どうしよう・・・

空き家を持っている
けどどうしよう・・・

若狭町に住みたい
家を建てたい

相続を整理したい

空き家を活用したい



日 程

令和7年8月15日（金）

時 間

10時00分～16時00分

場 所

パレア若狭 研修室

申 込

事前予約制（先着順）

予約先：若狭町観光まちづくり課

0770-45-9112

主 催：若狭町空家等対策協議会